

◎ 労務費見積り規程

平成 26 年 10 月 1 日

HIDA 14-10-264

最新改正 平成 28 年 3 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人海外産業人材育成協会が受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な労務費の見積り等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(総則)

第 2 条 受託等事業の実施に必要な労務費の見積りは、この規程に定めるところにより計算するものとする。

2 受託等事業の労務費契約額は、この規程により見積る額による。ただし、当該受託等事業を委託し、又は発注する者（以下「委託者」という。）の事由により、この規程に基づき見積る労務費により契約を締結することができない場合は、委託者との協議の上、別に定める方法により計算する額によることができる。

3 労務費の計算は、当該受託等事業に従事した職員について、次条に定める労務費単価に事業に従事した時間数又は日数を乗じて得た額とする。

(労務費単価)

第 3 条 労務費単価は職員の雇用維持に必要な費用を職員給与規程第 8 条に定める能力等級別に算出した平均単価を基準として定めるものとし、その額は別表のとおりとする。

(労務費単価の改定)

第 4 条 前条に定める労務費単価について、実態に照らし著しく差異が生じる等の事情が発生した際はこれを改定することができる。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めがないこと又はより難しいことについては、別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。(経営戦略 G)

附 則 (HIDA15 - 03 - 007)

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。(経営戦略 G)

別表

1. 国内勤務者

| 等級 | 労務費単価 (時間) | 労務費単価 (日) |
|------|---------------|--------------|
| 1 等級 | 8,600 | 64,500 |
| 2 等級 | 7,200 | 54,000 |
| 3 等級 | 6,600 | 49,500 |
| 4 等級 | 4,500 | 33,750 |
| 5 等級 | 3,500 | 26,250 |

2. 海外勤務者 (バンコク)

| 等級 | 労務費単価 (時間) | 労務費単価 (日) |
|------|---------------|--------------|
| 1 等級 | 10,400 | 67,600 |
| 2 等級 | 9,300 | 60,450 |
| 3 等級 | 9,000 | 58,500 |
| 4 等級 | 6,800 | 44,200 |
| 5 等級 | 4,600 | 29,900 |

3. 海外勤務者 (ジャカルタ)

| 等級 | 労務費単価 (時間) | 労務費単価 (日) |
|------|---------------|--------------|
| 1 等級 | 9,900 | 69,300 |
| 2 等級 | 8,900 | 62,300 |
| 3 等級 | 8,600 | 60,200 |
| 4 等級 | 6,600 | 46,200 |
| 5 等級 | 4,500 | 31,500 |

4. 海外勤務者 (ニューデリー)

| 等級 | 労務費単価 (時間) | 労務費単価 (日) |
|------|---------------|--------------|
| 1 等級 | 8,900 | 71,200 |
| 2 等級 | 8,000 | 64,000 |
| 3 等級 | 7,800 | 62,400 |
| 4 等級 | 6,100 | 48,800 |
| 5 等級 | 4,300 | 34,400 |

5. 海外勤務者 (ヤンゴン)

| 等級 | 労務費単価 (時間) | 労務費単価 (日) |
|------|---------------|--------------|
| 1 等級 | 9,800 | 73,500 |
| 2 等級 | 8,800 | 66,000 |
| 3 等級 | 8,500 | 63,750 |
| 4 等級 | 6,700 | 50,250 |
| 5 等級 | 4,700 | 35,250 |